

## 2026年度 通学費の補助のお知らせ

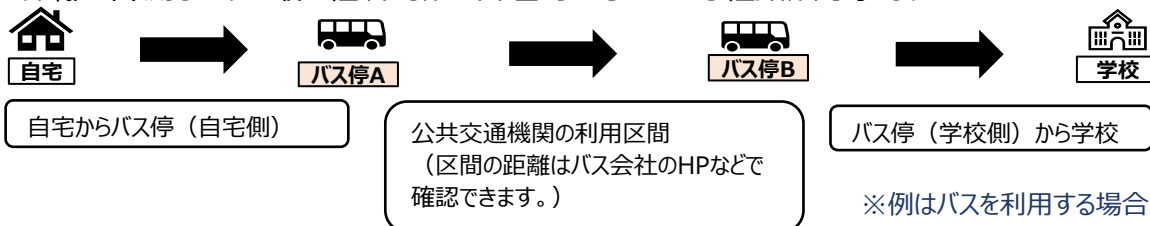
町田市教育委員会学務課

町田市では、支給要件を満たした場合に通学費を補助しています。申請方法等については2ページ以降をご覧ください。

## 通学費の支給要件（以下のすべての要件を満たすこと）

- ① 町田市立小・中学校に在籍していること。
- ② 通学距離※1が、おおむね小学校で1.5 km以上、中学校で2.0 km以上あること。
- ③ 指定校もしくは教育委員会が定めた特認校※2に通学していること。
- ④ 公共の交通機関での通学を学校長が認めていること。（学校に公共交通機関を使った通学経路の届出を必ずしてください。学校が申請された通学経路と照らし合わせて確認します。）
- ⑤ **通学定期券を購入**していること。（神奈中バスの金額式IC定期券および小田急バスのIC全線定期券も対象です。**ICカードのデポジットは支給いたしません。**）
- ⑥ 購入した通学定期券の利用者・有効期間・金額を確認するための資料を添付すること。

※1 通学距離は、**自宅から最寄り駅/バス停→公共交通機関の利用区間→学校の最寄り駅/バス停から学校**までの距離を計測します。最も経済的かつ合理的と認められる経路が対象です。



## 「合理的な経路」の判断基準

- ① **自宅から学校までの徒歩距離が、地図アプリで計測して小学校は1.3km以上、中学校は1.8km以上であること**
  - 自宅から学校までの徒歩距離の基準には、安全な通学経路を選択するための配慮として、支給要件の通学距離から200mの幅を設けています。
  - 基準未満の距離であっても通学路等の安全な経路を通った場合に小学校であれば1.5km以上、中学校であれば2.0kmを超える場合は可とする場合があります。その場合は必ず**申請前**に学務課にご相談ください。
- ② **公共交通機関を通学に利用していること**
  - 通学経路を学校に届け出る際に、公共交通機関での経路も届け出てください。学校での確認の際に利用します。

※2 指定校・特認校の確認方法（二次元コードをクリックするとホームページにリンクします）

## 指定校（住所により定められた学校）の確認方法

右上の二次元コードを読み取り、表示された5地区からお住まいの地区を選択し、ページに掲載された表からお住まいの住所を探すと「指定校」を確認できます。

指定校の確認はこちら



## 特認校の確認方法（指定校以外に選択できる学校がある地区のみ）

右下の二次元コードを読み取り、ページに掲載された特認地区一覧表で確認できます。

特認校の確認はこちら



PCから確認される場合⇒[まちだ子育てサイト ホーム](#)>

[年齢からさがす](#)> [小・中学生](#)> [通学、入学、転校](#)> [市立小・中学校の通学区域（学区）](#)

## 通学費の補助の種類・支給金額

### 通学費補助金

支給要件を満たした場合に予算の範囲内で通学定期代金の一部を補助します。（所得制限なし）

### 就学援助費通学費

就学援助費制度（所得制限あり）で認定され、通学費の支給要件を満たした場合に通学定期代金を就学援助費として支給します。

### 特別支援学級へ通学する際の通学費

就学奨励費制度で認定され、特別支援学級の通学費の支給要件を満たした場合に通学定期代金やICカードの使用額等を就学奨励費として支給します。

	通学費補助金	就学援助費通学費	特別支援学級へ通学する際の通学費
支給金額	通学定期の2/3の額	通学定期の実費額	通学定期の実費額、ICカード使用額等 ※特別支援学級の通学費は支給要件や申請方法が左記の制度と異なります。詳細は特別支援学級在籍児童生徒の保護者の方へ別途ご案内いたします。
必要な 手続き	「町田市通学費補助金・就学援助費通学費申請」を行ってください。		別途ご案内する「2026年度 特別支援学級の通学費のお知らせ」をご覧ください。申請方法が異なります。
			<p><b>別途「就学援助費・奨励費制度」の申請が必要です。</b></p> <p>所得による審査があります。制度の詳細はまちだ子育てサイトをご覧ください。</p> <p>就学援助費・奨励費制度の申請については、右記の二次元コードを読み取り、まちだ子育てサイトに掲載しているリンクからご申請ください。PC等をお使いの場合は、検索エンジンで「町田市 就学援助費・奨励費オンライン申請のご案内」と検索すると、まちだ子育てサイトのページにアクセスすることができます。</p> <p style="text-align: right;">援助費・奨励費のオンライン申請はこちら↑</p>



## 申請方法

申請に際しては、定期券の利用者・有効期間・金額が確認できる資料（定期券内容控え等）の添付が必要です。添付がない場合は支給できません。定期券購入の際必ず保存しておいてください。

### ① オンライン申請

右記の二次元コードを読み取り、まちだ子育てサイトに掲載しているリンクからご申請ください。PC等をお使いの場合は、検索エンジンで「通学費の補助について」と検索すると、まちだ子育てサイトのページにアクセスすることができます。

通学費の  
オンライン申請はこちら



### ② 申請用紙による申請

オンライン申請のご利用が難しい場合は、在籍する小・中学校にある申請用紙で、在籍する小・中学校か教育委員会学務課（窓口・郵送）に提出してください。

## 申請期限等について

	定期券の有効期間	申請期限	振込時期
第1回	2026年4月～7月末日 の間中有効な定期券	2026年7月10日	2026年9月末
第2回	2026年4月～12月末日 の間中有効な定期券	2026年12月11日	2027年1月末
第3回 (最終回)	2026年4月～2027年3月末日 の間中有効な定期券	①2027年3月12日 ②2027年3月25日	①2027年4月末 ②2027年5月中旬～下旬

**○最終回の申請期限である2027年3月25日を過ぎた場合は、補助金の支払いができませんのでご注意ください。**

○定期券購入後すぐに申請することをお勧めします。

○指定の保護者口座に振込いたします。

○購入する定期券の有効期間の開始日や終了日、定期券の有効期間の月数（1ヶ月定期、3ヶ月定期等）は問いません。ただし、できるだけ、複数月にまたがる通学定期券を購入いただきますようご協力をお願いいたします。

**○バス定期券の場合、1カ月に満たない端数の日数を追加した定期券が購入できる場合がありますので、ご利用をご検討ください。詳細はバス事業者にお問い合わせください。**

### ○次年度にまたがる定期券を購入した場合

2025年度中に購入した定期券について、有効期間の終了日が2026年4月1日以降である場合は、再度ご申請ください。

2027年3月末日分までの申請は、2027年3月25日までに申請してください。次年度の4月1日以降分については、進級後に再度申請が必要です。

2026年11月から2027年4月  
までの定期券を購入した場合



2回に分けて申請します

2026年度第3回申請期限  
2027年3月分までを  
申請します。

2027年度第1回申請期限  
2027年4月分として  
申請します。

同じ定期券の内容控え等が必要です。  
翌年度の申請開始まで保管しておいてください。

## その他留意事項

### ○経済的かつ合理的な経路が補助対象となります。

学務課で確認した結果、合理的な経路ではないと判断した場合に不支給とすることや、申請いただいた通学区間（利用するバス停など）よりも経済的かつ合理的な経路があることが判明した場合にご申請いただいた「定期券の金額」を修正することがあります。

### ○途中転居した場合は、日割計算した金額で支給します。

市内での転居や町田市外への転出により通学費補助金の対象に該当しなくなった場合、転居・転出後の通学費の支給はありません。定期有効期間中に転居した場合、必要に応じて、定期券の払い戻し等の手続きをしていただきますようお願いいたします。（定期券の払い戻し等に係る費用（手数料等）の補助はありません。）

### ○就学援助費制度の申請をした方も審査の結果を待たずにご申請ください。

### ○指定校や特認校に通学をしていない場合でも、学校統合や学区変更時の在校生の特例措置により認められた学校に通学している場合は通学費の補助金の対象になります。

対象者には教育委員会学務課から「通学区域変更にかかる通学費補助についてのお知らせ」を送付しています。通学費の補助金の対象になる場合とは、1ページに記載の支給要件のうち、③以外の要件のすべてに該当する場合に限ります。

## お問合せ先・就学援助費・就学奨励費制度の詳細はこちらから



まちだ子育てサイト（教育のための経済的支援について）のリンクはこちらから。  
就学援助費・就学奨励費の制度についてもご案内しております。

### 【制度についての問い合わせ先】

〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号 町田市役所10階（窓口1002）

町田市教育委員会学務課 就学援助・通学費補助金担当

T E L : 042-724-2176

F A X : 050-3161-7996（F A Xでの申請はお受けしていません。）